

7月から国民健康保険税の納付が始まります

保険税の納期

保険税は年度(4月から翌年3月まで)ごとに計算し、8期に分けて納めます。それぞれの納期は次のとおりです。
※月末が土日祝祭日の場合は、金融機関などの翌営業日が納期限となります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	翌年1月末	翌年2月末

保険税判定基準額の改正について

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。

区分	改正前 令和2年度	改正後 令和3年度
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 + {10万円×(給与所得者等の数-1)}
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + (28.5万円×加入者数)	基礎控除額 43万円 + (28.5万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)}
2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + (52万円×加入者数)	基礎控除額 43万円 + (52万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)}

保険税の内訳

項目	説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(対象: 40～64歳)
所得割	各々の所得から43万円を控除した額に右の率を乗じて算出	8.0%	2.45%	1.95%
均等割	加入者数に右の額を乗じて算出	27,000円	8,300円	8,600円
平等割	一世帯の定額課税	22,000円	6,800円	4,700円
賦課限度額(保険税の上限)		630,000円	190,000円	170,000円

納められないときは相談してください!

減免申請について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者については、国民健康保険税の減免に該当する場合がありますので、国民健康保険課まで相談してください。
※新型コロナウイルス感染症の影響によらない事由により収入が減少した場合においても、従来の減免制度に該当する場合があります。

後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月1日から被保険者証が変わります

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で郵送します(保険料の未納がある人は窓口での切り替えとなります)。※今回は色の変更はありません。

令和3年度納付通知書は7月に送付します

後期高齢者医療保険料の決定通知書、納付書は7月中旬に送付します。※特別徴収の人には8月下旬に通知書を発送します。

詳細は保険証などに同封される「後期高齢者医療制度のごあんない(令和3年度版)」を確認してください。



均等割額の改正について

均等割額の軽減について、令和3年度改正がありました。また、今年度から法令どおりの軽減となります。

介護保険制度改正のお知らせ

問い合わせ 介護長寿課 認定給付係 ☎ 840-8133

令和3年
8月1日
から

介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年8月から、在宅で暮らす人との食費・居住費に係る公平性等を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金などを持っている人の食費の負担額とその認定要件を変更します。

認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで対象外となる人でも、預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	令和3年7月まで		見直し後 令和3年8月から	
	単身	夫婦	単身	夫婦
年金収入等 80万円以下 ※ (第2段階)	1,000万円 2,000万円		650万円	1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下 ※ (第3段階①)			550万円	1,550万円
年金収入等 120万円超 ※ (第3段階②)			500万円	1,500万円

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	見直し後 令和3年8月から	令和3年7月まで	見直し後 令和3年8月から
年金収入等 80万円以下 ※ (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下 ※ (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 ※ (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

負担能力に応じた負担を図る観点から、8月1日以降に利用されたサービス分より、一定年収以上の高所得者の負担限度額を以下のとおり見直します。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得 380万円(年収770万円)以上 課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(世帯)